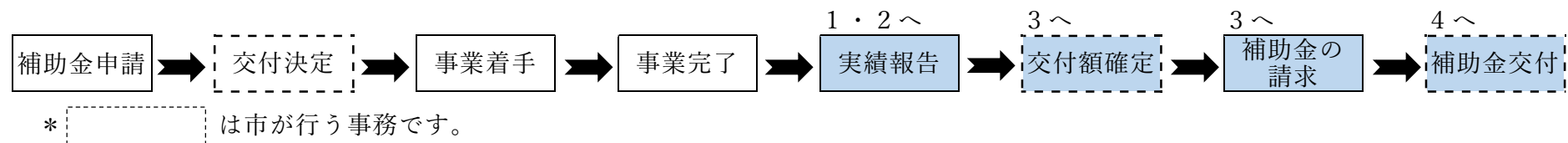


実績報告から補助金交付までの手引き

本資料は、自家消費型太陽光発電設備(家庭用・事業用)・併用蓄電池(家庭用)補助金の事業完了後の実績報告から補助金交付までの手引きであり、補助金交付要綱だけでは十分に読み取れない内容を補足・解説するものです。補助金交付要綱定められている事項は、本手引きには記載しておりませんので、補助金交付要綱と併せてご確認ください。



目次

1 実績報告書の提出

2 実績報告時に実績報告書（様式第9号）に添付が必要な書類（補助金交付要綱の付表第2関係）

3 実績報告後の手続き

4 補助金の交付

1 実績報告書の提出

事業完了日から提出期限までに、実績報告書類の提出が必要です。

事業完了日：補助対象設備の引渡日又は工事費用の支払日のいずれか遅い日

提出期限：交付申請をする日の属する年度の2月末まで又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日

〈根拠規定〉

小田原市重点対策加速化事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書（様式第9号）に、別表に規定する添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

小田原市補助金の交付等に関する規則

（実績報告）

第13条 補助事業者等は、市長が別に定める場合を除き、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に市長が別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 実績報告時に実績報告書（様式第9号）に添付が必要な書類（補助金交付要綱の付表第2関係）

提出書類は、＜全補助金に共通して添付する書類＞に加えて、申請する補助金の種類に応じて異なります。

詳細は、下表をご確認ください。

★＜全補助金に共通して添付する書類＞

補助金の種類	添付書類	その他、注意事項等
全補助金に共通	1 実績報告書・個票（様式第11号その1～様式第11号その2） ※補助金の種類に合わせた書式を使用すること。	・様式を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入してください。
	2 実績額を記載した事業費内訳表（様式第1号を準用すること。）	・様式を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入してください。
	3 補助対象経費の根拠資料（見積書、契約書、注文書、請書、請求書、領収書等の補助対象事業費の内訳が分かる資料）	・契約内容の経費明細が記載されていること。 （工事費用一式のみの金額が記載された資料ではなく、内訳ごとの金額が記載された資料）
	4 契約日(発注日)、着工日、引渡日(工事完了日)及び支払日が明記されている資料（上記3で代用可）	・「発注日、着工日、引渡日及び支払日が明記されている資料」の例は次のとおり 【発注日が明記されている資料】 発注書、注文書、注文請書、契約書等の申請者が本事業を発注した日付が記載されているもの 【着工日、引渡日が明記されている資料】 工事完了証明書等 【支払日が明記されている資料】 領収書、口座の取引照会等

5 施工前後の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかを参照ください。 P P A ・リース型の場合 <共通して添付する書類のほかP P A ・リース型の場合に添付する書類>の表の添付書類 1 自己所有の場合 <共通して添付する書類のほか自己所有家庭用の場合に添付する書類>の表の添付書類 1
6 補助対象設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図）又はこれらに代わるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備のモジュールとパワーコンディショナー(蓄電池を申請する場合は蓄電池を含む。)の場所が分かる実際の設置図 ※申請時と変更がない場合は、様式第9号内の【3 添付書類】の欄に、申請時と変更がない旨記載した場合、提出不要です。 ・太陽光発電設備のモジュールとパワーコンディショナー(蓄電池を申請する場合は蓄電池を含む。)の実際の配線接続関係が分かる書類(単線結線図等) ※申請時と変更がない場合は、様式第9号内の【3 添付書類】の欄に、申請時と変更がない旨記載した場合、提出不要です。
7 その他市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時の内容と相違がある場合や審査をしていく中で追加が必要となった場合に追加書類の提出を求める場合があります。

<共通して添付する書類のほか P P A ・ リース型の場合に添付する書類>

補助金の種類	添付書類	その他、注意事項等
<p>1 (1) 自家消費型太陽光発電設備 (P P A ・ リース型家庭用・事業用)</p> <p>1 (2) 蓄電池 (P P A ・ リース型家庭用)</p>	<p>1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は以下を撮影した写真であること。</p> <p>(1) 全ての太陽電池モジュール</p> <p>(2) パワーコンディショナー (機器の品番等が分かる写真を含む。)</p> <p>(3) 蓄電池本体及び蓄電システム付帯設備 ※蓄電池を設置する場合のみ</p>	<p>・設置前の写真についても提出が必須です。</p> <p>・設置後の補助対象設備の写真については、下記内容をご確認ください。</p> <p>(1) 太陽光発電設備のモジュールの設置枚数が確認できること。</p> <p>(2) パワーコンディショナー及び蓄電池は、全体写真並び、品番等が読み取れる大きさ、解像度の写真であること。</p> <p>(3)(20kW以上の太陽光発電設備の場合) 設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識 (交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの) を掲示したことが分かる写真と当該標識の記載内容が分かる写真であること。</p> <p>(標識については、市ホームページ掲載の「(参考)太陽光発電設備 標識」を参考に作成ください。)</p>

<p>2 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（設置した設備に対してメーカーが発行する保証書、出荷証明書等）</p>	<p>・メーカーから発行されたカタログは、実際に導入された設備の型式や仕様を特定できないため提出書類には該当しません。</p>
<p>3 蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し（設置した設備に対してメーカーが発行する保証書、出荷証明書等） ※蓄電池を設置する場合のみ</p>	<p>・メーカーから発行されたカタログは、実際に導入された設備の型式や仕様を特定できないため、提出書類には該当しません。</p>
<p>4 自家消費率の算出根拠（太陽光発電設備稼働後の需要量、発電量及びそれに基づき計算した自家消費等）</p>	<p>・市ホームページ掲載の「自家消費割合算定シート」をダウンロードし、入力して提出してください。</p>
<p>5 補助金の充当によりサービス料金（リース料金）から交付金額相当分が控除されていることが分かる書類</p>	<p>・通常のサービス料金と補助金額相当分が控除されているサービス料金分かる資料に加えて、控除された額が補助金相当分であることが分かる算出資料 <資料例> ①通常のサービス料金が明記されている書類 ②補助金額分が控除されたサービス料金が明記されている書類 ③契約期間において、①と②のサービス料金の差額が補助金額分に相当していることが分かる資料</p>
<p>6 本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</p>	<p>・当該内容が記載された資料(契約書、約款等)</p>

<p>7 余剰電力をエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却することが確認できる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地産再エネ集約事業者」との余剰電力の売電に係る申込請書又は契約締結書面の写し ※実績報告の提出内容に不要な個人情報（振込先情報等）については、必ず黒塗り等の処理を行い、判別できない状態で提出してください。 ※家庭用で余剰が発生しない見込であっても、地産再エネ集約事業者に申し、書類を添付してください。
<p>8 発電量及び発電した電気の消費量又は売電量分かる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「4 自家消費率の算出根拠」の自家消費割合算定シートの報告期間中の発電量※1、買電量※2、売電量※3及び消費電力量※4の内容が確認できる資料（モニターやアプリ画面の写真など） ※1発電量：太陽光発電設備から発電した電力量 ※2買電量：電力会社等から買った電力量 ※3売電量：発電量のうち、電力会社へ販売した電力量 ※4消費電力量：建物で消費した電力量
<p>9 【事業用として設置するものであり余剰電力を売電しない場合】 一般送配電事業者が所有する系統への接続供給（逆潮流なし）の開始が確認できる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・系統連携申込書や系統連系に対する検討結果回答書等 ※申請者名、太陽光発電設備の設置場所、逆潮流していないことが明記されている書類であること。
<p>10 その他市長が必要と認める書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時の内容と相違がある場合や審査をしていく中で追加が必要となった場合に追加書類の提出を求める場合があります。

<共通して添付する書類のほか自己所有家庭用の場合に添付する書類>

補助金の種類	添付書類	その他、注意事項等
<p>1 (3) 太陽光発電設備（自己所有型家庭用・事業者用）</p> <p>1 (3の2) 蓄電池(自己所有家庭用)</p>	<p>1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は以下を撮影した写真であること。</p> <p>(1) 全ての太陽電池モジュール</p> <p>(2) パワーコンディショナー（機器の品番等が分かる写真を含む。）</p> <p>(3) 蓄電池本体及び蓄電システム付帯設備 ※蓄電池を設置する場合のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置前の写真についても提出が必須です。 ・設置後の補助対象設備の写真については、下記内容をご確認ください。 <p>(1) 太陽光発電設備のモジュールの設置枚数が確認できること。</p> <p>(2) パワーコンディショナー及び蓄電池は、全体写真並び、品番等が読み取れる大きさ、解像度の写真であること。</p> <p>(3)(20kW以上の太陽光発電設備の場合) 設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示したことが分かる写真と当該標識の記載内容が分かる写真であること。</p> <p>(標識については、市ホームページ掲載の「(参考)太陽光発電設備 標識」を参考に作成ください。)</p>

	<p>2 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し (設置した設備に対してメーカーが発行する保証書、出荷証明書等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーから発行されたカタログは、実際に導入された設備の型式や仕様を特定できないため、提出書類には該当しません。
	<p>3 蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し (設置した設備に対してメーカーが発行する保証書、出荷証明書等) ※蓄電池を設置する場合のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーから発行されたカタログは、実際に導入された設備の型式や仕様を特定できないため、提出書類には該当しません。
	<p>4 自家消費率の算出根拠 (太陽光発電設備稼働後の需要量、発電量及びそれに基づき計算した自家消費率等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ掲載の「自家消費割合算定シート」をダウンロードし、入力して提出してください。 ・上記書類に加えて、自家消費割合算定シートの報告期間中の発電量※1、買電量※2、売電量※3及び消費電力量※4の内容が確認できる資料 (モニターやアプリ画面の写真など) <p>※1発電量：太陽光発電設備から発電した電力量 ※2買電量：電力会社等から買った電力量 ※3売電量：発電量のうち、電力会社へ販売した電力量 ※4消費電力量：建物で消費した電力量</p>

<p>5 余剰電力をエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却することが確認できる書類 ※余剰電力を売電する場合のみ</p>	<p>・「地産再エネ集約事業者」との余剰電力の売電に係る申込請書又は契約締結書面の写し ※実績報告の提出内容に不要な個人情報（振込先情報等）については、必ず黒塗り等の処理を行い、判別できない状態で提出してください。 ※家庭用で余剰が発生しない見込であっても、地産再エネ集約事業者に申し、書類を添付してください。</p>
<p>9 【事業用として設置するものであり余剰電力を売電しない場合のみ】 一般送配電事業者が所有する系統への接続供給（逆潮流なし）の開始が確認できる書類</p>	<p>・系統連携申込書や系統連系に対する検討結果回答書等 ※申請者名、太陽光発電設備の設置場所、逆潮流していないことが明記されている書類であること。</p>
<p>10 その他市長が必要と認める書類</p>	<p>・申請時の内容と相違がある場合や審査をしていく中で追加が必要となった場合に追加書類の提出を求められます。</p>

★添付書類は、補助対象設備及び補助対象外設備の判別ができるものとしてください。

★添付資料で交付申請時の提出資料と変更がないものについては、実績報告書（様式第9号）の【3 添付書類】にその旨を記載することで添付を省略することができます。

3 実績報告後の手続き

(1) 実績報告書類の審査終了後、申請者宛てに小田原市から下記書類を郵送いたします。

(実績報告の手続きを事業者へ委任された場合は、受任者にも「交付額確定通知書」の写しのデータを送信します。)

〈送付書類〉

- ・ 交付額確定通知書
- ・ 事務連絡
- ・ 請求書様式

(2) 申請者は事務連絡に記載されている期限内に請求書に必要事項を記入の上、小田原市ゼロカーボン推進課宛てに提出してください。

(3) 提出の際は、振込先の口座名義（カナ）及び口座番号が分かる書類（通帳の写し等）を添付してください。

※申請時と住所が変わった場合は、小田原市内への転入又は転居したことが分かる書類(免許証の写し、住民票等)を提出してください。

4 補助金の交付

補助金の交付時期は、小田原市が請求書を受領した日から、おおむね1か月後となります。

※振込通知等による個別の連絡は行っておりませんので、請求書で指定いただいた口座の通帳記帳により入金をご確認ください。